

# 労働災害

## 精神障害の労災認定で新基準―厚生労働省検討会

TOPICS

1

厚生労働省の「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討委員会」（座長 岡崎裕士東京都立松沢病院院長）は

八日、うつ病などの精神障害の労災認定に要する時間の迅速化に向けた検討結果について、報告書をまとめた。現在、事案の審査には平均八・六カ月を要しているが、業務による心理的負荷の評価基準を明確化するとともに審査方法を改善することで平均六カ月程度への短縮をめざす。

### 請求件数が12年で28倍に

近年、仕事上のストレスから精神障害を発症し、労災請求するケースが大幅に増加している。九八年には四二件だった請求件数は二〇一〇年には約二八倍の一・八一一件にまで膨れあがった。労災事案の審査には平均で八・六カ月を要していることから、審査の効率化が求められていた。

こうした状況を受け、厚生労働省では、二〇一〇年一〇月、医学や法学の専門家による検討会を立ち上げ、認定基準の明確化や審査の迅速化、効率化に向け、検討を行ってきた。

### より具体的な評価基準で

報告書では、審査に時間を要する要因のひとつに現行の認定の基準がわかりにくいことにあるとし、これを明確

化・具体化することを求めた（図1参照）。

現在、厚生労働省では、精神障害に関する労災請求事案が業務に起因するかどうかを判断する際の基準として、「職場における心理的負荷評価表」を用いている。

この評価表には、業務上の心理的負荷を客観的に判断するため、四三種類の「出来事」とその平均的心理的負荷の強度（Ⅰ～Ⅲ）が列挙されている。たとえば、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」という出来事の場合、もともと負荷の強度が大きいⅢ、「上司が変わった」はもともと負荷の強度が小さいⅠに分類される。

これまで、心理的負荷の強度の評価は、①発生した出来事を評価表に記載された具体的な「出来事」にあてはめた上で、②その「出来事」自体の心理的負荷の強度を具体的事案に応じて修正・評価し、さらに③「出来事後の状況が持続する程度」の評価を行い、これらに組み合わせるによって総合的に判断していた。

報告書では、極度の長時間労働や生死に関わる事故への遭遇など心理的負荷が大きな出来事を「特別な出来事」として整理し、③の出来事後の状況に関わりなく、その事実のみで心理的負荷を「強」と認定できるよう改めた。

さらに「特別な出来事」以外の出来事の評価方法についても、これまで、「出来事の評価」、「出来事後の評価」と二段階で行っていたが、手続きが煩雑であることやほぼすべての事案について精神医学に関する高度な知識に基づいて判断が必要となることから、一回の総合評価で判断する方式に改めるとともに判断の目安を設けた。

これに伴い、評価表でも従来の「出来事」自体の心理的負荷の強度に関する評価とは別に総合評価に「強」「中」「弱」の三段階の評価を設け、その具体例を記述することで判断を容易にした。たとえば、業務で達成困難なノルマが課されたこと自体の負荷は中程度（Ⅱ）であっても、その内容が相当な努力があつて達成が難しく、もし、達成できない場合には重いペナルティが課されるような場合には総合評価で「強」と判断されることが示された。

### 長時間労働の具体的な基準も

長時間労働については、それが極度であった場合を除き、これまで心理的負荷の生じる出来事として評価してはなかったが、新評価表ではそれ自体を「出来事」として盛り込み、心理的負荷を評価できるようにした。具体的には、発病直前の連続した二カ月間に一月あたり一二〇時間以上の残業を行っ

た場合や連続した三カ月間に一月あたり一〇〇時間以上の残業の行った場合などは総合評価で「強」と判断されることが例示された。

精神障害の発病に関連する業務上の出来事が複数ある場合の評価基準も定められた。各出来事の総合評価がいずれも「強」に該当しなくても、各々の出来事の間連性や近接の程度などで総合的に判断を行う。

すでに精神障害を発病している者について、業務による心理的負荷で症状が悪化した場合は、これまで労災の対象としていなかったが、「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後約六カ月以内に精神障害が著しく悪化した場合は、労災の対象とすることも盛り込まれた。

### 「セクハラ」を独立項目に

セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発症した場合の労災申請については、申請者が詳細な状況を他人に話しながら、調査が困難となる場合が多い。そこで、より深く実態を把握する必要があることから、検討会の下に「セクシュアルハラスメント事案に係る分科会」（座長 山口浩一郎上智大学名誉教授）を設け、五回にわたり検討をおこなった。

セクハラは従来の評価表のなかでは「対人関係のトラブル」として整理されていたが、新しい基準では独立させられた。これまでは、セクハラを受けた出来事について、その平均的な心理的負

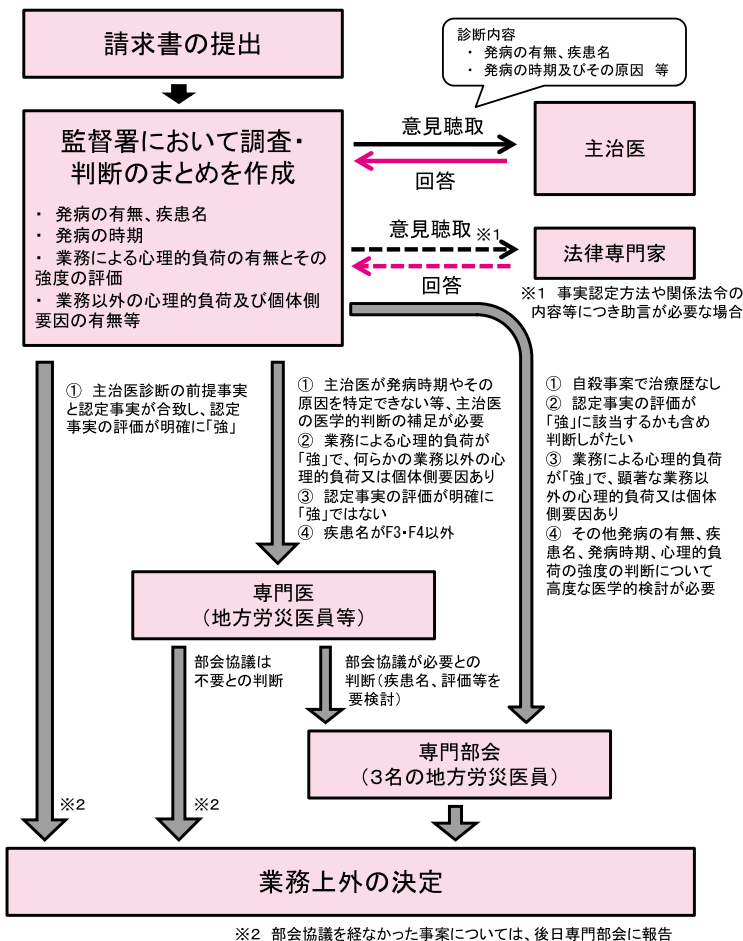
図1 現行運用と報告書案の対比

業務による心理的負荷（ストレス）の評価基準の改善		
	現行の運用	報告書案
評価方法	2段階による評価 出来事の評価 + 出来事後の評価 → 総合評価	1段階による評価 出来事+出来事後の総合評価
具体例	心理的負荷評価表には記載なし	「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例を記載
特別な出来事	・極度の長時間労働 ・生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの	「極度の長時間労働」を月160時間程度と明示 「心理的負荷が極度のもの」に強姦やわいせつ行為等を例示
労働時間	具体的な時間外労働時間数については、恒常的長時間労働を除き定めていない。	強い心理的負荷となる時間外労働時間数等を記載 ・2か月各120時間程度、3か月各100時間程度 ・出来事+月100時間程度 等
評価期間	例外なく発病前のおおむね6か月以内の出来事のみ評価	セクシュアルハラスメントやいじめが長期間継続する場合には6か月を超えて評価
複数の出来事	一部を除き具体的な評価方法を定めていない。	具体的評価方法を記載 ・強+中又は弱 → 強 ・中+中… → 強又は中 ・中+弱 → 中 ・弱+弱 → 弱 近接の程度、出来事の数、その内容で総合判断
発病者の悪化	既に発病していた場合には悪化したときであっても労災対象としない	発病後であっても特に強い心理的負荷が悪化した場合は労災対象とする

審査方法等の改善		
	現行	報告書案
医師の意見	精神科医の専門部会に全数を協議	判断が難しい事案のみ協議
調査	業務以外の要因の詳細な調査を行う	業務以外の要因の調査を簡略化
専門員の設置	なし	セクシュアルハラスメント事案を行う専門職員等の配置と育成（予算要求中）

図2 専門家の意見の聴取・判断の流れ



荷の強度を中程度の「Ⅱ」としていたが、総合評価において「強」となる基準を示した。たとえば、強姦や本人の意思を抑制して行われたわいせつ行為などはその出来事だけで心理的負荷の強度を「強」と判断できるようになる。

また、性的な発言のみのセクハラのように心理的負荷が「中」程度であったり、長期間にわたって反復継続され、会社側もその事実を知りながら適切な対応も行わなかった場合などは「強」に修正されることなども例として示さ

### 審査方法の迅速化も

報告書には審査方法の迅速化も盛り込まれた（図2参照）。これまでは、発病時期や発病が業務に起因している

さらに各都道府県の労働局に専門の職員を配置し、申請者や関係者に対し、聞き取り調査を行わせる。

評価の対象期間も見直した。これまででは例外なく、発病前のおおむね六か月以内の出来事のみを評価対象としていたが、発病の六か月前から継続しているセクハラやいじめについては、その開始時から発病までの行為を一体として評価する仕組みとした。

厚生労働省は今後、報告書の内容についてパブリックコメントを募集した後、早ければ年内に関連通達を改正する方針だ。（調査・解析部）

評価の対象期間も見直した。これまででは例外なく、発病前のおおむね六か月以内の出来事のみを評価対象としていたが、発病の六か月前から継続しているセクハラやいじめについては、その開始時から発病までの行為を一体として評価する仕組みとした。監督署が認定した事実と主治医の診断の前提となっている事実とが矛盾がなく、その事実を新評価表に当てはめた場合に「強」に該当することが明らかになれば、専門部会の協議を経ず、主治医の意見に基づき判断を下すことが可能となった。

れた。

かどうかの判断について、精神科医三人で構成される専門部会の協議を経なければならなかったが、改正案では、自殺事案など判断が難しい場合を除き、これを省略できる仕組みとした。監督署が認定した事実と主治医の診断の前提となっている事実とが矛盾がなく、その事実を新評価表に当てはめた場合に「強」に該当することが明らかになれば、専門部会の協議を経ず、主治医の意見に基づき判断を下すことが可能となった。